

高齢者虐待防止のための指針

医療法人社団葵会

葵の園・椿

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者的人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

当事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 基本方針

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。施設内における高齢者虐待を防止するために職員へ研修を実施します。

3 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

（1）身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。（蹴る、殴る、たばこを押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等）

（2）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。（性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌やDVDを見るように強いる、裸の写真や映像を撮る等）

（3）心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫、「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。成人の利用者を子供扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等）

（4）ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前（3）に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。（自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置、病気の看護を怠る、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等）

（5）経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。（利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分）

4 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

（1）委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。

（2）委員会の委員長は、施設が年間ごとに決定した職員が務める。

（3）委員会の委員は、看護師、介護支援専門員、支援相談員、介護士とする。

（4）委員会は、年2回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。

（5）委員会の審議事項

○ 基本理念、行動規範等、職員への周知に関するこ

○ 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関するこ

○ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関するこ

○ 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関するこ

○ 虐待が発生した場合の対応に関するこ

○ 虐待の原因分析と再発防止策に関するこ

○ 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関するこ

○ 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関するこ

○ その他人権侵害、虐待防止に関するこ

（6）高齢者虐待防止の担当者は介護主任または介護副主任とする

ただし、家族等からの相談等の窓口は苦情措置の概要に準ずることとする。

5 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

研修内容は虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、指針に基づき虐待防止の徹底を行うものとする。

- (1) 定期的な研修の実施 年2回以上+職員入職時
- (2) その他必要な教育・研修の実施
- (3) 研修実施内容（研修資料）及び出席者の記録、保管

6 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに区市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、区市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

7 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、4（6）で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

8 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じ

て、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

9 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は内容を施設長・管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

10 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

11 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

委員長または責任者、担当者は虐待防止に関する本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。

また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報しなければならない。

足立区役所福祉部介護保険事業者指導係

TEL : 03-3880-5746

附則

本指針は 2015 年 9 月 1 日より施行する。

この指針を一部改訂し 2019 年 4 月 1 日より実施する。

この指針を一部改訂し 2024 年 4 月 1 日より実施する。